

厚生常任委員会

令和5年6月9日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎溝部真紀子
宮崎 和彦
中川 議長

○小城 世督
濱 真理子

横田 敏文
奥村 容子

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
総 務 部 長	西巻 昭男	住 民 生 活 部 長	栗本 公生
住 民 生 活 部 次 長	北 典子	福 祉 課 長	中原 潤
同 課 長 補 佐	細川 友希	子 育 て 支 援 課 長	中尾 歩美
同 課 長 補 佐	上山 泰史	国 保 医 療 課 長	猪川 恭弘
環 境 対 策 課 長	東浦 寿也	同 課 長 補 佐	三原 進也
住 民 課 長	峯川 敏明	住 民 課 長 補 佐	石本 清里

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	佐谷 容子	同 係 長	吉川 也子
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 小城委員、横田委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

先の臨時議会で、厚生常任委員会の委員構成が変わりました。

私、この1年間委員長を務めさせていただきます。小城副委員長ともどもよろしく申し上げます。

初めに町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名します。

会議録署名委員に、小城委員、横田委員のお二人を指名します。お二人にはよろしく申し上げます。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案（1）議案第20号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療
課長

議案第20号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申しあげます。

はじめに議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

国保医療
課長

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳出予算の款項のみを補正するものでございます。

国民健康保険税の償還金が、当初予定しておりました以上に増加しているこ

とから、予算補正をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきご説明申しあげます。

補正予算書の6ページ、7ページをお開きください。第9款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第1目 一般被保険者保険税還付金であります。国民健康保険の資格情報のオンラインによる連携がすすめられていることから、社会保険に加入しているものの、国民健康保険の資格を喪失していない被保険者が判明し、資格の適正化を進めるなか、過年度に遡及して資格を喪失させることで、当初予定しておりました以上に償還金の支出が増えていることから、150万円の増額補正をお願いするものであります。

第10款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費でございます。今回の補正予算に要します財源といたしまして150万円の充用をお願いするものでございます。

それでは1ページにお戻りをいただけますでしょうか。予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

国保医療
課長

以上、議案第20号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてのご説明とします。

よろしくご審議いただきまして、原案どおり可決賜りますようお願いを申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって議案第20号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 各課報告事項 (1) 議案第19号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第19号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)につきまして、住民生活部が所管する内容について、ご説明申しあげます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。補正予算書の8ページから9ページのほうをお願いいたします。

はじめに、第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金の第1節 総務費補助金で、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への町独自の支援を行うにあたり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付が見込まれることから、1億6,909万5千円の増額をお願いするものであります。

第2目 民生費国庫補助金では、第1節 児童福祉費補助金で、認定こども園の整備に係る交付金が認定こども園施設整備交付金に一本化されたことに伴い、算定方法が変更となることから、保育所等整備交付金2億690万4千円の減額と、認定こども園施設整備交付金2億2,426万9千円の増額をお願いするものであります。以上が、歳入の補正内容であります。

12ページから13ページをお願いいたします。続きまして、歳出予算の補正についてであります。

はじめに、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第12目 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費で、歳入で申しあげました町独自の支援策として、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、1世帯あたり3万円を支給することから、その事務費として、第1節 報酬から第12節 委託料までをあわせて637万5千円、また、給付金として第18節 負担金補助及び交付金で、7,650万円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費の第18節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげました認定こども園の整備に係る交付金の変更に伴い、認定こども園整備費補助金1,953万3千円の増額、歳入で申しあげました町独自の支援策として、給食費の負担や給食の質を維持するため、町内私立保育所に対して食材費高騰相当額を助成することから、私立保育所食材費高騰対策補助金236万8千円の増額をお願いするものであります。

以上、議案第19号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）につきまして、住民生活部が所管する内容についての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

議案第19号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）については、当委員会の所管にかかる事項について報告を受けたことを確認します。

次に、（2）令和4年度国民健康保険税の不納欠損について、理事者の報告を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療
課長

それでは各課報告事項の（2）令和4年度国民健康保険税の不納欠損について報告いたします。資料1をご覧くださいませでしょうか。

地方税法の規定に基づきまして、令和4年度の国民健康保険税の不納欠損処分を行ったものについてご報告いたします。

まず（1）事由別内訳表でございますが、全体では66人、金額で1,141万9,790円の不納欠損処分を行いました。内訳につきましては、表に記載させていただいておりますとおりでございます。

地方税法第15条の7第4項につきましては、滞納処分する財産がないなどで滞納処分の停止が3年間継続し、納付義務が消滅したものであります。地方税法第18条第1項につきましては、5年間の時効により徴収権が消滅したものではありませんが、これらにつきましても、財産調査を行い滞納処分できる財産がなかったため、執行停止を行っておりましたが、先に時効の到来となっ

てまいりますため、改めて財産調査等を行い、滞納処分できる財産がございましたので、地方税法第18条第1項により不納欠損をさせていただいたものであります。

次に裏面をご覧ください。(2)年度別内訳表でございます。令和4年度の不納欠損処分について年度別の件数と不納欠損額を表したものでございます。

次に、2枚目の(3)不納欠損処分の推移といたしまして、過去5年間の状況を表しております。国民健康保険税の滞納対策につきましては、滞納者との接触機会をより多く確保するとともに、納付相談や納付指導により、生活状況等の把握に努め、滞納の解消に努めているところでございます。また、滞納者の担税力の調査、差押え等も積極的に行い、被保険者の負担の公平性を確保していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上で、令和4年度国民健康保険税の不納欠損についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けします。

(な し)

委員長 次に、(3)令和4年度介護保険料の不納欠損について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長 それでは、(3)令和4年度介護保険料の不納欠損についてご報告申し上げます。恐れ入りますが、お手元の資料2をご覧くださいませでしょうか。

令和4年度では、令和5年3月31日付けで、介護保険法の規定に基づき、徴収することができなくなった介護保険料について、納付者実人数で33人分、104万1,070円を不納欠損しております。不納欠損処分した事由でございますが、介護保険法第200条第1項の規定による消滅時効でございます。これらの不納欠損処分を行った者に対しましては、滞納が発生したときから未納のお知らせ、納付の督促、催告等を行ってまいりましたが、納付が得ら

れないまま時効が成立し、徴収権が消滅となりましたことから、不納欠損を行ったものでございます。下の表は、今回、不納欠損いたしました年度別の納付者数と保険料の内訳をお示ししております。令和元年度から令和2年度の2か年分となっております。

次に、資料の裏面でございます。（3）不納欠損の状況といたしましては、平成29年度から令和4年度までの不納欠損を行った納付者の実人数と保険料の推移を示しております。令和4年度の不納欠損額は前年度と比較いたしますと、納付者数は10人の減、保険料で26万440円の減となっております。介護保険料の不納欠損処分につきましては、保険料の納付の公平性の観点からも、適正な処理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、令和4年度介護保険料の不納欠損についての報告とさせていただきます。何卒、ご了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けします。

（ な し ）

委員長

次に、（4）令和4年度後期高齢者医療保険料の不納欠損について、理事者の報告を求めます。猪川国保医療課長。

国保医療
課長

各課報告事項の（4）令和4年度後期高齢者医療保険料の不納欠損処分について、ご報告申し上げます。資料3をご覧くださいませでしょうか。

（1）事由別・年度別内訳表であります。高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、令和4年度において後期高齢者医療保険料の不納欠損処分を行ったものでございます。高齢者の医療の確保に関する法律第160条の規定に基づき、2年の時効により徴収権が消滅したことによるもので、人数1人、金額では54,900円でございます。

次に、（2）不納欠損処分の推移といたしまして、平成29年度からの不納欠損処分の件数と金額を記載しております。後期高齢者医療保険料につきまし

ても、国民健康保険税と同様、滞納者との接触の機会をより多く確保し、生活状況等の把握に努め、滞納の解消に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、令和4年度後期高齢者医療保険料の不納欠損処分についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けします。
濱委員。

濱委員 すみません、後期高齢者にこだわっただけでないんですけども、国保の分とか介護保険とかこの後期高齢者っていうのに、共通して未納の方というのもいらっしゃると思うんです。コロナの関係で大変生活費がかさんで、払えないという方たちはまだこの段階には出てきてませんが、その辺ではどのようになっているのかなと思います。それと国保の分でもですけども、今マイナンバーのカードでいろんなところでトラブルが出てますけれども、こういった欠損処分をされたとか、未納であるとかいうそういったものもまだあれですけど、カードの中にその人の情報として入ることになれば、またいろんな面で大変になってくると思うんですけど、まず最初に共通しての方というのはもちろんございますね。

委員長 猪川国保医療課長。

国保医療課長 後期高齢者医療と国保の関係での共通した方というのは、現在今回の不納欠損についてはいらっしゃいませんでした。

濱委員 介護保険料についてはどうですか。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 正確に不納欠損の名寄せで突合はしてないんですけども、この滞納されてい

る方への徴収につきましては国保医療課と連携しまして、被保険者に二つの課から行くとかではなく、お互い話せるように連携してとりくんでおります。ちょっと今重複している方がいらっしゃるかどうかは把握してないところでございます。

濱委員

先ほども言いましたけど、コロナ禍で生活が大変になっていくと、いまコロナについては回復しつつあるということですがけれども、物価とかはどんどん高騰して行って、生活費は大変になっていくという中で、この先ですね、今現在滞納されている方というのは、数としては何か増えているのかなと思いますけれども、そのへんの動向は掴んでおられますか。

委員長

猪川国保医療課長。

国保医療
課長

コロナの関係での未納の方が増えたということでは、当然そこまでは確認はできておりませんが、現時点で被保険者数は国保の場合は減っておりますので、滞納者の方も、滞納処分等今まで努力させていただいておりますので、滞納されている方自体は数は減っているという状況ですので、コロナがというのは、当然コロナの時期にはそういった相談も来られた方はいらっしゃったので、その方については当然個別に対応させていただいておりますので、その点では未納がコロナが直接的に原因で増えたというのは、今のところ確認はできておりません。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

次に、(5) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、各課報告事項の(5) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給

付金についてご報告をさせていただきます。恐れ入りますが、資料4をご覧くださいいただけますでしょうか。

本事業につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた住民税非課税世帯の低所得世帯に対して、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を支給するものであります。

それでは、事業の実施概要についてご説明をさせていただきます。1、給付金の支給額であります1世帯あたり3万円です。次に、2、対象者であります。対象者につきましては、基準日である令和5年6月1日において世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯であります。次に3、対象世帯見込数であります。約2,450件と見込んでおります。

次に4、支給の流れであります。対象者の、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯に対し、令和5年7月下旬から8月上旬に申請書を送付予定であります。そして、その申請書を受け取った人は、口座内容を確認したうえで同封の返信用封筒において、その申請書を返送いただき、役場においてその内容を確認し、返送された申請書に不備がない場合、随時、支給してまいります。初回の支払い予定時期につきましては8月下旬頃になると考えております。最後に、5、広報であります。申請書発送後、町ホームページにおいて給付金情報について掲載する等、広報を予定しております。

以上、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けします。
濱委員。

濱委員 今回の説明の中に申請書の返送については口座などが間違いないか確認してついでというけど、そのことだけですか、その申請書のチェック項目というのは。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 今回の給付金につきましては、基本的にその事項のみになってくると考えて

おります。

委員長 中川議長。

議長 この給付金の財源、これは国の事業、県の事業、町単独ですか。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 この給付金の財源につきましては、国庫の10分の10になります。

委員長 横田委員。

横田委員 この支給のところですけども、これマイナンバーカードの公金受取口座に自動的に振り込みになるんですか。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 今回の給付金の給付につきましては、前回5万円の給付金のところで非課税世帯等の方に一旦口座を登録させていただいておりますので、基本、申請書には口座を入れさせていただきまして、もしくは変更を希望される場合は変更のところを書いていただいてまた返送していただくという形になりますので、マイナンバーの登録とは今回は違います。

横田委員 わかりました。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(6)令和4年度廃棄物・資源物の排出量について、理事者の報告を

求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、各課報告事項（6）令和4年度廃棄物・資源物の排出量につきましてご報告をさせていただきます。資料5をご覧くださいと思います。

資料5の1ページから3ページにかけて、ごみ排出量の種類別、月別比較といたしまして、1ページ目では家庭系廃棄物、2ページ目では家庭系資源物、3ページ目では事業系廃棄物の区分での比較を表しております。

まず、1ページの家庭系廃棄物につきましては、令和4年度では、可燃ごみが前年度比較100.5%、有害・危険なごみが前年度比105.7%と、令和3年度の排出量を上回っておりますが、不燃ごみ、粗大ごみが前年度より減少いたしましたことにより、全体量は約64t減少の約3,099t、率でいいますと2.0%の減少となっております。

次に、2ページの家庭系資源物であります。資源化处理するために回収いたしました7種別のうち、2段目のペットボトル、6段目の枝葉・草が、令和3年度より排出量が増加し、家庭系資源物全体量では、約30t減少の約1,848t、率でいいますと1.6%の減少となっております。そして、家庭系廃棄物と家庭系資源物を合わせました家庭系全体の排出量といたしましては、令和3年度に比べ1.9%減少の約4,947tとなったところでございます。

次に3ページの事業系廃棄物につきましては、事業系及び公共施設から排出をされました枝葉・草が、前年度比較114.8%、令和3年度の排出量を上回っており、全体量は約69t増加の1,613t、率でいいますと4.5%の増となっております。

以上から、令和4年度の家庭系・事業系を合わせました総排出量は6,559tとなっており、令和3年度に比べ、率にして約0.4%、量にして約24tの減という結果となっております。

次に資料4ページでは、住民一人1日あたりのごみ排出量の推移及びごみ資源化率の推移をつけさせていただきます。まず、上段の住民一人1日あたりのごみ排出量の推移であります。令和4年度の住民一人1日あたりのごみ排出量は723gとなったところであります。令和3年度に比べ6gの減となり、総排出量の減少によるものとなっております。

ちなみに、奈良県や全国と比較いたしますと、現時点では、奈良県や国のデータは令和3年度までしか公表されておられませんので、令和3年度の数値との比較となりますけれども、奈良県民一人1日あたりでは883g、国民一人1日あたりでは890gの排出量となっております。

次に、下段のごみ資源化率につきましては、令和4年度、本町の資源化率は前年度と同じ55.7%となっております。こちらも令和3年度の数値となりますが、奈良県の市町村平均資源化率は15.8%、全国の市町村平均資源化率は19.9%となっており、本町におきましては、高い数値で推移しているところでございます。

今後につきましても、ごみの発生抑制、再利用の2Rの推進や食品ロスの削減、事業系ごみの排出量の削減を進めますとともに、出たごみは可能な限り資源化処理を行うことで、資源化率を高め、ごみを燃やさない、埋め立てないまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、各課報告事項(6)令和4年度廃棄物・資源物の排出量についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けします。
小城委員。

小城委員 資源化率のところですけど、ごみゼロ・ウェイストの関係で、これの推移、もちろん斑鳩町高いと思うんですけど、これで高止まりしているのか、今後どういった推移になっていくのかという予測というのはあるんですか。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 資源化率がこれが高止まりなのか、今後の推移ということでございますけれども、やはり目標値としましては、資源化率最終的には95.8%を目指して現在計画的にとりくんでいるところであります。それで、この資源化率を達成するためには、やはり生ごみの完全分別です。また事業系からの廃棄物の徹底した分別資源化、また現在紙おむつにつきましては可燃ごみとして処理をして

おりますが、その資源化等々ですね、それが進みますと資源化率が今後高まってくるものと考えておりました、それに向けてとりくんでまいりたいと考えております。

小城委員 上勝町とかいろいろとりくみやられていると思うんで、その辺の事例も参考にさせていただいて、今言っていた分以外で、ごみをごみとしない、枝葉の関係であったり、ごみ市といったところもあると思うんで、そういったところもぜひともやっていただいで進めていただきたいと思います。以上です。

委員長 濱委員。

濱委員 小城委員の質問とちょっと重なるところもあるんですけども、生ごみの自治会単位でされているのはどうなんでしょうか、これから先、力を入れて増やしたいということですけども、とりくみを進めていかれるのかどうかというのと、それともうひとつ、紙おむつもできるようにということですけど、具体的にね、前に1社九州のほうであるっていったかな、熊本でそういう施設がありますというふうに聞いていたと思うんですけども、その後、ほかのところで、そういう紙おむつの資源化というのにとりくんでいるという、そういう情報とかはつかんでおられますか。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 まず生ごみのモデル事業の関係でございませけれども、やはり今、自治会のほうにコロナ禍もございましたので、なかなかそういった接触が難しいことがございました。かなりコロナの状況も緩和をされてきておりますので、また自治会のほうに接触をさせていただきまして、とりくみについて進めてまいりたいと考えております。また紙おむつの資源化につきましては、九州のほうが非常に盛んにされておりますけれども、東京とか中国地方のほうでも一部そういった資源化に向けてとりくみをされております。民間事業者のほうで、九州と自治体とタイアップしてやっておられる事業者のほうで、全国にそういった資

源化工場を10か所程度整備されるという計画も進めておられますので、そういったものにも注視しながら、コンタクトを取りながら進められたらいいかなというふうに現在考えておるところでございます。

濱委員

ごみはそこに住んでいる人たちのひとつの文化のバロメーターだというような、そういういうことも言われてます。斑鳩町は本当に長い時間をかけてここまで積み上げてきてくださったということは、とても意義あることだと思うんです。ですから子育てのことであったり、お年寄りのいろんな生活の支援だということとまた違って、ごみというのは表に出てこない問題だと思いますけども、しっかりととりこんでいていただきたいと思います。ぜひとも先ほどの紙おむつの資源化というのにも力を入れていただきたいですし、生ごみのことも自治会に入っていらっしゃらない方が、捨てるでもいいんだらうかと聞いてきはるということも今でもあるんです。設置は自治会ごとのところにバケツなりそういうものを置いていただいていますけども、自治会でなくて生ごみを持っていきたいというときに役場の前だったりとかそうでなくて、やはり一番地元の近いところにある自治会さんのところをお願いしているバケツにも投入していただいてもいいですよという、そういうようなことというのでも発信してほしいなと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長

ほかにごございますか。

(な し)

委員長

他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。
西巻総務部長。

総務部長

それでは、6月2日の大雨に係る警戒体制及び被害の状況についてご報告いたします。

はじめに、気象警報等の発令状況でございます。2日午前8時14分に、本町に対して、大雨（土砂災害）警報が発令され、その後、午前10時35分

に、土砂災害警戒情報が発令されました。すべての警報が解除されたのは、翌3日午前2時57分でございます。また、総降水量は約170ミリに達したところでございます。次に、警戒体制として、午前8時30分に災害警戒体制の1号活動体制を配備し、午前11時に災害対策本部を設置いたしました。

次に、避難情報の発令として、午前11時、土砂災害警戒区域に高齢者等避難を発令し、同時に避難所を開設し、その後、河川の状況に応じて、高齢者等避難を発令したところでございます。避難所の開設といたしましては、町内6か所の避難所を開設し、避難者数は最大で67名となりました。

次に、主な被害等の状況であります。6月4日現在の速報で申しあげますと幸いに人的な被害はございませんでしたが、龍田北1丁目錦ヶ丘地区において、法面の崩落がございました。その被害状況は、速報値とはなりますが、全壊1戸、半壊1戸、部分損壊1戸の被害があり、これらお宅を含めて7戸、13名の方が避難されました。その応急対策として、被災地のブルーシートの設置について、町建設業協会のご協力のもと、翌6月4日午前8時30分から作業を開始し、同日午前11時に作業を完了いたしました。

また、被災者の方への支援といたしまして、奈良県弁護士会と締結した「災害時の法律相談等に関する協定書」に基づき、弁護士による法律相談について要請し、6月14日午後1時から役場庁舎において開催する予定としております。なお、その他の被害状況は、記載のとおりとなっております。

以上、6月2日の大雨に係る警戒体制及び被害の状況についてのご報告いたします。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
中川議長。

議長

昨日の雨では被害、災害の範囲が広がったとか、そんなんは確認できているの。

委員長

西巻総務部長。

総務部長 昨日の雨ですけども、午後4時30分に避難指示のほうを出しまして、それぞれのご家庭のほうには、こうこうこういう発令をしましたということでお伝えさせていただいたところでございます。被害が広がったということは現時点では確認はできていないところでございます。以上です。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。
3. その他について、各委員から質疑、ご意見があればお受けします。

(な し)

委員長 ないようですので、その他についてはこれをもって終わります。
ここで皆さんに、継続審査案件についてご相談をさせていただきたいと思えます。

議会改選前の厚生常任委員会において継続審査となっていました案件は、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてでありました。

環境保全及びごみ減量化等の問題は、斑鳩町のまちづくりの重点施策でもありますので、引き続き、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについては、当委員会として、閉会中も引き続き審査を要することとして、継続審査案件の取り扱いをさせていただきたいと思えますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただき
たいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって厚生常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前9時42分 閉会)